

警備業

—世界と日本の比較考察

遠藤 保雄

(東京農業大学客員教授)

1. 今日の世界の警備市場を概観すると、西欧、米国等の先進国市場が過半を占め、警備内容を見ると、資本装備型の機械警備等のシェアが拡大してきている。但し、警備業務に精通した「警備員」の果たす役割は依然大きい。2. 欧米の警備は古い歴史を有し、英国ではその封建制の時代以降 Self-help（自助）をベースに、米国では英國からの独立以降 Do-it-yourself（自治）をベースとして「住民主導での警備体制」が導入された。その後、英国では産業革命による商工業の発展や都市の形成に対応し、また、米国では西部開拓と産業経済活動の全国的広がりに対応し、住民や商工業者の負担とニーズを踏まえた警備業の展開拡大が図られた。3. しかし、重大犯罪の増加や犯罪の広域化等に対応すべく英米共に警察制度が導入され、治安維持という点で警察と警備が並走していく。4. 第二次大戦後、英米共に、警備業務の増加と通常警備・機械警備・現金輸送警備・ホームセキュリティ等警備業務の多様化・専門化に対応し、英國では国が、米国では州が、警備会社及び警備員にライセンス制を導入し警備業務の実施体制の強化を図り今日を迎えている。5. 日本の警備業は1960年代に歐州の警備業をモデルに導入され、以後、今日まで、警備業務の拡大により売上高が3.5兆円に達した。現在、警備企業数は1万社を超え、一方で、機械警備等の資本装備型警備を行う少數の大規模な警備企業、他方で、施設の常駐・巡回警備や交通誘導警備等を担う極めて多数の中小零細警備企業という二重構造となっている。特に、日本特有の交通誘導警備を巡っては、8000社強が警備業務の激烈な受注競争を展開し警備料金のダンピング、警備員賃金へのしわ寄せ等により深刻な労働問題を惹起させており、その早急な改善は正が緊要な政策課題である。

目 次

- I はじめに
- II 世界の警備業の動向
- III 警備業の歴史的発展——英國、米国を例に
- IV 3兆円産業に成長した我が国警備業の発展の足跡

I はじめに

本稿では、主要各国（主に英國・米国等）の警備業の成立過程とその歴史的特性及び現状と直面する課題を解明するとともに、歐州をモデルに

1960年代に誕生しその後成長発展してきた日本の警備業の特徴と直面する問題、特に、警備企業数の大半を占める中小零細警備企業の過当競争体质と警備員の労働環境上の問題を解明し、その是正改善方策のあり方について言及する。

II 世界の警備業の動向

世界の警備の動向に関する公的なデータやレポートではなく、民間の調査企業により解明されている。その代表的なレポートとしては Freedonia

Group 社による *Global Security Services* がある。本報告では主として 2000 年代以降の世界の警備業の動向を分析した 2020 年レポートをベースにその動向を考察し、補完的に 2014 年レポート及び 2018 年レポートをも参照していきたい¹⁾。

先ず、警備業は世界的にどの程度、普及発展して事業展開されているかについてみてみよう。普及発展の指標として着目すべきは、警備サービス収入（売上高から経費を控除した収入額）が挙げられる。これを 2000 年代に入って以降を見ると、2009 年 1520 億ドルから、2014 年 1920 億ドルへと増加した後、2024 年には 2634 億ドルへと対 2009 年比で約 7 割の増加を見込んだ。このことから、年々、警備サービスの需要は世界的に広がりを持ち、特に、2020 年代に入り年率 5% 台へと増加基調を強めていることが確認できる。

1 主要地域別の警備業の動向

この、世界の警備サービス収入を、世界の主要地域別にみてみると、2000 年代に入って以降の動向は、表 1 の通りとなる。そこから見えるものは、先ずは、世界の警備市場は伝統的に西欧及び米国が主体を占め、それに日本を加えると世界の警備市場の約半分、50.4% の市場占有率となっており、警備市場は先進国で広く導入整備されてきたことが確認できる。但し、2000 年代の動向を見ると、これまでの警備市場の動向とは違う幾多の変化が生じている点は見逃せない。

第一には、今後、西欧市場は成熟化が進みその

伸びが鈍化すると見込まれるなか、世界で最大の警備市場として米国を軸とする北米市場がその地位を占め続けると見込まれることである。

第二は、世界的な警備市場の地域別の市場動向の変化が顕著になってきていることだ。その 1 つは、2000 年代に入り経済成長が著しいアジア太平洋地域、特に中国やインド等で警備市場が急速に拡大してきていることである。中国においては、「世界の工場」として、国営企業による鉄鋼、化学、造船等の製造・輸出の拡大に加え、経済特区の導入等を通じ外資や先端技術の導入により消費財等の製造・輸出を図る民間企業が急増した。これに伴い、太平洋岸やその他主要都市部等で人口集中等が進む中、治安の悪化もあり警備ニーズが急拡大する。そのような中、中国では 2006 年に、初めて民間警備業の自由な創業が認められ、これが警備企業の増加拡大に繋がっている。また、インドにおいても、産業経済活動の拡大活性化とそれに伴う治安問題に対し、民間警備業による対応が推進されてきている。

次に注目すべきは、アフリカ・中東地域での動きである。これら地域では、諸外国からの援助等をベースに経済発展の取り組みが進むものの、政治的な不安定性とこれに伴う治安面での不安定性を抱えてきている。特に、1991 年のソ連の崩壊以降、途上国における自由主義陣営と社会主义陣営の間の影響力の変化により、発展途上地域での社会不安が生じ、その治安維持のあり方に大きな課題が生まれた。これに関連し大きな役割を果た

表 1 世界の主要地域ごとの警備業収入

(単位：億ドル)

	2009 年	2014 年	2019 年	2024 年	09~24 年の倍率
世界合計	1,520	1,920	2,202	2,634	1.73
北米	534	631	761	862	1.61
米国	474	528	617	720	1.51
中南米	158	189	128	148	0.94
西欧	378	411	390	424	1.12
東欧	60	66	60	71	1.18
アジア太平洋	276	456	702	940	3.41
中国	28	56	138	291	10.39
日本	106	108	122	127	1.20
インド	31	75	134	190	6.13
アフリカ・中東	113	166	162	189	1.67

出所：*Global Security Services* (July 2020 : 27, Table2-1, The Freedonia Group)

したのが欧米の民間警備企業であり、これら地域での社会経済の安定化を図るための警備市場が急速に拡大してきている。

2 警備需要先別の警備需要の動向

以上のような警備業務の展開の地域的な動向を踏まえ、世界の警備需要はどのような警備分野別の警備業務ニーズが高まってきているのかである。

世界の警備業務の実態を見ると警備需要は大別して、①商工業等の産業分野での警備需要、②政府及び諸機関による警備需要、③住宅（ホームセキュリティ分野）の3分野により占められるとしている。そのうち、大きなシェアを占めるのは世界各国の産業経済活動の中核を占める商工業分野での警備業務であり、警備需要総体の71.0%を占めている。次いで、政府及び関連諸機関の警備15.7%，ホームセキュリティ13.3%となっている。

但し、ここで注目すべきは、ホームセキュリティの割合は3区分の中で一番小さいが、2000年代に入って以降の警備需要の伸びをみると、商工業分野1.71倍、政府・諸機関1.77倍などに対し、ホームセキュリティ1.81倍で、その需要の伸びが高くなっている（表2）。これは今後の世界の警備需要の動向に影響していく要因として見逃せない。

これらの警備業務のニーズの増加の要因として次の点を挙げている。

- ①世界的にみて、貧富の格差の拡大や失業率の増加に伴う強盗・窃盗等の伝統的犯罪が持続していること、
- ②これに伴い、個人や組織ともに犯罪被害リスクへの認識が高まっていること、
- ③そのような社会環境の中で、犯罪被害のリスク回避軽減のための警備費用の民間ベースでの支払い能力の増加

以上の視点を踏まえ、政府による公的警備と並び、それぞれの国・地域の産業経済活動の拡大と「都市化の進展」及び「都市整備や産業活動に必要な各種建物・設備などの建築建設の拡大」に伴い民間ベースでの警備業務の展開が急速に拡大してきたとしている。加えて、小さな政府の志向に対応し公的部門による警備業務の抑制が進み、警備業務の民間委託の流れが生まれ世界的に民間警備業務が拡大しているとしている。そのベースには、①警備サービス提供者の専門性への信頼の向上と情報通信手段の発達等警備業の技術水準の向上、②警備業務に係る付加価値サービスやテクノロジー関連サービスの浸透等、③世界各地でのテロリズムや武装した過激派の活動の懸念の高まりという要因が影響しているとしている。また、ホームセキュリティ等の警備業務拡大に関連し、社会の不安定さと犯罪に繋がる所得格差の拡大が進む中で、自主的警備に必要な経済負担が可能な上中流階級の増加という社会経済環境の醸成が指摘されている。

3 警備業務別ごとの需要動向

次に、警備業務分野ごとの警備需要を見ると、①警備員による人的な通常警備、②警備対象施設に設置した監視警報装置からの異常通報に対応する機械警備、③現金輸送警備、④警備対象施設への各種警備監視警報システム等を設置して、これらを利用統合して行うシステム統合警備、⑤その他警備に区分して考察している。但し、これら5区分の警備方式の中で、依然、主体を占めるのは、警備員という「人」による通常警備で2009年から2024年にかけて警備業務全体の53~54%と過半を占め、世界的にみて警備業は人的警備がベースとなっている産業だということを示している。それに次いで多いのは機械警備だが、警備業

表2 世界の警備分野別警備業収入

(単位：億ドル)

警備分野区分	2009年	2014年	2019年	2024年	09~24年の倍率
世界の警備業務収入	1,520	1,920	2,202	2,634	1.73
商工業分野	1,094	1,373	1,564	1,870	1.71
政府・諸機関	233	304	343	413	1.77
ホームセキュリティ	194	243	295	351	1.81

出所：Global Security Services (July 2020 : 33, Table2-3, The Freedonia Group)

務全体に占める割合は2009年の23.2%から2024年には24.0%に増加してきている。

但し、2000年代に入り急増しているのはシステム統合警備²⁾だ。その警備需要全体に占めるシェアは4.4%と小さいが、その伸びはこの間の警備業務全体の伸びが1.73倍なのに対し、2.32倍となっており（表3）、今後の警備ニーズのけん引役としてこの警備方式の導入活用が注目される。

4 機械警備等の増加の中でも世界の警備員数は増加基調

上記のような世界的な警備サービス業務の拡大が進む中、表4に示す通り、世界の警備員数も増加基調を辿り、2009年1489万人から2024年には4540万人へと実に、3.0倍の増加と見込んでいる。このような警備員の増加は、警備業は機械警備やシステムインテグレーションが進む中にあっても、事案が発生確認された際の現場での対応上警備員という警備業務に精通した「人」の果たす役割が大きいことを示唆している。

5 大規模多国籍警備企業の世界市場への進出

2000年代に入り、世界の警備業務は、上記で見た通り、急速に拡大してきたが、その警備業務の拡大充実化の担い手は、欧米を主体とした大手の警備企業によるものだ。これらの大手警備企業は、多国籍企業化して、機械警備、現金輸送警備、システム統合警備等を軸にした警備業務を担い、その警備対象地域もアフリカ・中東の諸国、中国・インドの両大国、東南アジア、ブラジル等の中南米等の各種警備市場に参入し、まさに、世界的規模での警備業務を展開してきている。

これら多国籍警備企業としては、スウェーデン

に本社を置く「セキュリタス AB (Securitas AB)」、英国に本社を置く「G4S」、米国警備企業である「アライド・ユニバーサル (Allied Universal)」「Brink's」及び「ADT」、スペインの警備企業「プロセガー (Prosegur)」、カナダをベースに北米全域で警備業を展開する「ガラダ・ワールド (GardaWorld)」、それに日本の「セコム」と「ALSOK」等が挙げられる（表5）。なお、以上のうち、世界第2位の警備業務を誇っていた英國のG4Sについては、2021年にその事業展開面でマイナスの影響を受け株価が下落したが、これを契機に米国のアライド・ユニバーサルに買収されるという世界の大手警備企業の大合併・再編も生じている。

III 警備業の歴史的発展——英國、米国を例に

以上、世界の警備業の動向を考察してきた。ここでは、世界の警備業の動向、特に欧米、中でも英國と米国を例にとり、それぞれの警備業の歴史的発展とその業務の特性を概観したい。

1 英国の警備業の形成発展の歴史

(1) 11世紀以降の封建時代から13世紀以降の中央集権的王政期にかけて

先ず、英國を見てみよう。英國の場合、11世紀以降の封建時代から13世紀以降の中央集権的王政期にかけては、莊園制度下の農村地域コミュニティにおいて、6つの対応措置からなる警備措置の整備が図られた。それは、①Shire-reeves（地方の治安担当官、後にSheriffと呼ばれる）、②Constables（莊園内で巡査的な役割を果たす者）、③地域住民に

表3 警備業務別の世界の警備業収入

警備方式区分	2009年	2014年	2019年	2024年	09~24年の倍率
世界の警備業務収入	1,520	1,920	2,202	2,634	1.73
人的警備	817	1,043	1,178	1,408	1.72
機械警備	353	439	524	631	1.79
現金輸送警備	156	186	197	227	1.46
システム統合警備	50	72	91	116	2.32
その他警備業務	144	181	212	252	1.75

出所：Global Security Services (July 2020 : 30, Table2-2, The Freedonia Group)

表4 世界の警備員数

	2009年	2014年	2019年	2024年
出所：Global Security Services (July 2020, The Freedonia Group)	1,489	2,228	3,480	4,540

表5 主要多国籍警備企業の警備業務概要 その警備業務売上高：2019年

(単位：100万ドル)

Securitas AB	10,000	通常警備・機械警備・システムインテグレーション
G4S	9,010	システムインテグレーション・機械警備 セキュリティ・コンサルテーション
Allied Universal	6,310	通常警備、機械警備、セキュリティ・コンサルテーション
Prosegur	4,430	現金輸送・関連警備、通常警備
ADT	4,310	機械警備・システムインテグレーション
Johnson Controls	3,645	機械警備・システムインテグレーション
Brink's	3,625	現金輸送及び関連サービス・システムインテグレーション
SECOM	3,185	機械警備・通常警備・現金輸送・関連業務
ALSOK	2,600	通常警備・機械警備・現金輸送・関連警備
GardaWorld	2,230	現金輸送、通常警備、セキュリティ・コンサルテーション
Loomis	2,230	現金輸送・関連業務
Verisure	1,340	機械警備
Stanley Black & Decker	1,210	機械警備・システムインテグレーション
Carrier Global	1,140	機械警備、システムインテグレーション
SERIS Group	775	機械警備・通常警備・現金輸送・関連業務
ISS	695	通常警備

出所：Global Security Services (July 2020 : 245, Table15-1, The Freedonia Group)

による“Watch and ward”制度、④外敵が侵入した際に地域住民で騒ぎ立てる“the hue and cry”という地域住民間の社会ルール、⑤武器を持ち犯人を追跡する戦士団、⑥農民・住民によるパトロールと夜間監視制度である。

また、この時期に徐々に発展し犯罪も増加する中世都市では商人職工ギルドによるspecial guardsの雇用や商業協会によるMerchant Police創設といった都市型の民間警備が広がった。

(2) 18世紀以降

更に、18世紀以降になると、英国は、対外的にはインドと中国との間の3国間貿易の展開により膨大な収益をあげる中、国内では産業革命による綿・機械・製鐵等の工業化と都市形成を経験し、都市部への人口集中に伴う治安の悪化が急速に進んだ。このような事態に対応し民間警備業が相次いで創設された。そのベースにある治安維持の思想は、高額な税負担を伴う国の関与による治安維持体制の導入を回避しつつ、産業資本家等の拠出等によりこれら資本家等の身体・生命・財産の保全を行おうとするものであった。この流れは、炭鉱や製鉄所での労働者間のトラブル防止のための私的警察組織の台頭、鉄道の発達に伴う列

車内外でのトラブル防止のため民間警備業の活用という形に発展する。

但し、その後、都市部での治安の悪化が進むと、英國として近代法治国家の体制が求められる中、「警備業」に加え「警察（公権力）」が導入される時代を迎えることとなった。その歴史を、簡単に概観すれば、次の通りに要約できる。

先ず、1749年にBow Street Runnersという警察制度が導入された。しかし、これは警察制度に必要な住民による費用負担に限界があったことから、一時的に維持されただけとなつた。住民の税負担（警察税）による本格的な公的な治安維持体制は、英國の警察の父と呼ばれたPeel伯爵による提唱により1829年にロンドン・エリアに限定したスコットランド・ヤード（ロンドン警視庁）の誕生により実現した。

その後、本格的な英國の警察制度は19世紀始めから第一次世界大戦の時期にかけて、パックス・ブリタニカとして英國が世界に君臨する時期に導入実現されていく。その警察制度は、地方分権の理念をベースとする自治体警察が原則となっている。具体的には、イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランドで地方警察が整備され、その機能は、犯罪防止と制圧、法の

順守、犯罪事案の裁判への送致等であり、これらを通じ地域社会を守ることとされている。

なお、英国の警察は自治体警察であるとの性格に照らし、国が直轄する捜査機関はなかったが、重大犯罪に関し、その犯罪の広域化、スピード化に対応する捜査展開を図るため、「英國版FBI」ともいえる国家犯罪対策庁（NCA）が2013年に設立されている。

（3）第二次大戦後

第二次大戦後、英國の警備業には新しい動きが出る。第一は、警備業者を会員とする団体による警備業務の適正な実施に関するルール化の動きである。業界自らの手によりルール（自主的な行動規範）を定めて会員企業等の警備業務の質を維持し問題のないような業務展開を図ろうとするというものである。第二は、国による法制度の制定であり、それによる警備業とその行う警備業務の規律化を図ることにある。

ア. 2つの団体の結成

警備業界には2つの団体が結成された。大型の警備を担う企業組織の警備会社を会員とするイギリス警備業協会 BSIA : British Security Industry Association とそれ以外の個人や中小企業による警備業社を会員とする国際専門特化警備協会 IPSA : International Professional Security Association である。これらの団体は、会員各社に自主的に次の2つのルールを導入しその遵守を求めた。第一に、業界自らの手により「警備業務を行う企業等の行動規範」を定めて会員企業の警備員による適正な警備業務の実施を求めたこと、第二に、その行動規範に合致した業務を行いうる旨の証明を各警備企業が、それぞれが会員となっている「全国警備業調査機構」から取得することを合わせて求めたことである。以上の自主ルールの導入には、警備業務の発生経緯に照らして明らかなように、警備は住民自ら行うという英國民の精神風土が反映されている。

イ. 法の制定

では、国による警備業に対する法的規制はどう

であったのか。英國では、伝統的に Self-help の観点から、第二次大戦後も警備業に関する国の法規制は1940年代から90年代にかけてなかった。但し、2000年代に向けて、警備業に関して、①警備員として犯罪歴ある者の雇用と②警備業の職業的犯罪者による経営が社会問題化する事態が生じた。このため、警備業の法規制の必要性の声が高まり、2001年に民間警備産業法が制定施行された。

この法制定により、①警備員の行う警備業務へのライセンス制と②警備会社へのライセンス制が導入され、特に、警備員がライセンスを得る際には、過去の犯罪履歴等の調査や業務への適性（“fit and proper”）も審査され、併せて不適正な警備業務を行う会社及び警備員に対する罰則の強化という公的規制の強化も図られ、警備市場の秩序化がすすむこととなった。但し、この法制度上、注目すべきは、このライセンスの発給には政府の直接的な関与が排除され、法に基づき政府から独立する組織として設立された警備産業機構（Security Industry Authority）がライセンス発給を行うこととされた。このような法整備には Self-help の思想（警備業務の適正な実施は業界自身の手で実現していく）が反映されている。

一方、法規制が整備される中で、英國の警備業は、徐々に①刑務所等の受託による運営・管理、②警察業務その他公務の補助警備という業務を担う等、公益性の高い役割を担うこととなっていく。この背景には、第二次大戦後、労働党と保守党とが政権交代しつつ政策運営が展開される中で、保守党政権の登場の度に、公的業務の民間への委託化=民間活力の活用が政策の流れとなってきたことである。

いずれにせよ、英國経済の発展に対応し、不特定多数の者が出入りする大規模な商業施設やレジャー施設での警備ニーズ、事務所・工場・事業場の大規模多目的利用化、都市部での個人住宅の増加に伴う警備ニーズの高まり、警備機器の発達とそれを活用しての機械警備業務の増加等が今日の英國警備業の動向に大きく影響してきている。

2019年の英國の警備業の売上は66億ドルに上り、西欧の警備市場の17%を占める。英國の警

備市場では、最大手の G4S が通常警備、機械警備、現金輸送警備等を展開している他、米国の Allied Universal や Brink's、日本のセコム等の海外の警備企業が進出してきている。これら海外参入企業を含め 25 の大規模警備企業は、高度な機械警備・システム統合警備等の警備業務を担い、警備業務拡大・効率化を推進し、英國警備市場を実質的に支配している。以上に加え、上記 25 社の他に英國全体で 2500 社に上る警備企業が警備員による施設警備、現金輸送警備等の各種警備業務を展開している。なお、英國で永年、問題視されてきた飲食店のドアマンによる警備も秩序化が図られていくこととなった。

2 米国の警備業の成長発展

次に、米国の警備業の成長発展とその特性を見てみよう。

米国の経済は、1776 年の英國からの独立後、西部開拓、南部のプランテーション農業の展開に始まり、その後、1840 年から 90 年にかけて、南北戦争を経て北東部の工業化（産業革命）とこの産業革命による経済発展の米国西部への波及により、経済活動の拡大・広域化に伴い急速に発展していく。

(1) 住民主導の警備体制の導入

これに伴い米国の警備業の原型というものが生まれていくが、その取り組みのベースには身体・財産の保全は自らの手で行うという思想 Do-it-yourself（自治）があった。西部開拓に伴い開拓者間の暴行事案や開拓者への原住民からの攻撃等がおきるが、その際のコミュニティの治安維持のために、郡に Sheriff（保安官）、町・村に Constables（巡査）、更に、相互扶助を主体として地域をカバーする監視システム The Watch System という警備体制が導入されていく。それは地域に根差した「住民主導での警備体制」であり、Do-it-yourself（自治）が体現されている。

(2) 世界で初めての民間警備業の創設

その後、1840 年から 90 年にかけて東部での産業革命による工業化の進展、それに伴う急速な産

業経済の発展と国土利用の拡大・広域化は、新たな警備ニーズを生み出す。

第一に、東部での都市化の進展、犯罪の増加、広域的な経済活動を伴う民間商業部門の成長は、より改善された治安維持機能を必要とした。このため、商工業者の生命・身体・財産保全のため、商工業者のニーズと負担をベースに警備体制の創設とその拡充整備が必要となった。第二に、西部開拓の地域に導入された治安維持と警備の体制である Sheriff, Constables, The Watch System では、都市部での対応の弱さや広域犯罪・治安の悪化への対応の不十分さから、そのシステムの弱さ（都市部を軸に事件の捜査や犯罪制圧面での対応の弱さ）が顕在化し、新たな対応が必要となった。第三に、西部開拓の拡大に伴い、米国全土に亘る広域的な治安・警備ニーズへの対応という新たな方途が求められることとなった。

このような警備ニーズの高まりに対応し、

- 1) 東部での産業発展と都市化に伴う犯罪の増加や労働争議に対応するための地域の商工業者の負担により民間警備業が「業」として登場した。そして、その業務を拡大していく。
- 2) 加えて、東部の産業経済活動が米国西部地域へと波及していくが、これに伴い産業経済活動の広域化が進んだ。具体的には、先ず、人や物資の移動のため大陸横断鉄道が建設され列車の運行が開始された。加えて、商取引の拡大や商品物資の流通の増加に対応して情報連絡のための郵便事業や物資輸送のための運送業の全国展開が始まった。これら鉄道、郵便、運送の事業展開に伴い生じた問題は、列車での乗客輸送や馬車等での物資運送の際の暴漢による襲撃等への対応の必要性である。これに対応するため、警備体制の導入が必須となり、それを担うべく次々と民間の警備会社が創設されていった。

その具体的なケースは、“世界で初めての民間警備会社”とも称されるピンカートン探偵社である。同社は、この時期に中西部の多数の鉄道会社から警備業務を受託した。その警備業務を委託した鉄道会社には、イリノイ・セントラル、ミシガン・セントラル、ノーザン&サウザンインディア

ナ, シカゴ&ガレナユニオン, シカゴ&ロックアイランド, シカゴ, ブアーリングトン, クインシイ鉄道がある。

また, 郵便や運送の分野では, the American Express Company and Wells Fargo が事業展開を図るが, この事業に伴う広域警備のニーズにこたえた警備会社として Wells Fargo Security 社が挙げられる。更に, 郵便物など, 広域輸送業務のニーズの高まりに応じ, Brink's 社が武装した車により輸送業務を開始した。

以上の通り, 1850 年代以降, 人の流れや経済活動の広がりに伴い犯罪の広域化が進むが, これに対処するため, 広域警備の導入, 更には, 不測の襲撃に対処しうる武装警備の導入なども進められた。

(3) 州法での警備業の規制法の導入

なお, 注目すべきは, 警備業の体制は年々整備されていくが, 併せて, 無法な警備業務を行う警備業者も出てきたことである。具体的には, 自警団的な警備業者が何ら権限を持たずに人々の拘束等を行うケースの出現や一部の自治体では警備業に捜査権・逮捕権など特定の公的権限を付与したが, 警備業による Procedural due process (合法的な正当な手続き) の欠如が問題化した。このような事態の進展を受け, 1889 年に全米で初めて州法による警備業の規制がワイオミング州で導入された。そして, この対応は, 順次, 他の州に広がっていった。

(4) 警備業の展開に並行しての警察制度の導入

警備——重大犯罪や広域犯罪への対応

また, この時期になると, 都市部での重大犯罪の増加や州をまたがる広域犯罪が顕在化した。このため, これまでのコミュニティベースの警備体制 (Sheriff, Constables, The Watch System) では不十分であることが明らかになる。また, それに加え, 民間ベースの警備業では, 事件・事故の調査能力の弱さや事件・事故に繋がった犯罪事案の制圧面での力不足等の問題が明確となってきた。このため, 都市部が先行する形で, 治安維持上, 順次, 警察制度が公式に導入されていく。

具体的には英國の例に倣った “the Bow Street Runners” の導入があり, また, 全米各地の暴動の発生を契機にそれまでの night watch だけでは対応できないことが明確になり, 昼夜を通じたフルタイムの警察業務の導入が行われた。更に, 主要都市での人口増と犯罪の増加という事態を踏まえ, 主要都市で警察制度が相次いで導入された。具体的には 1833 年フィラデルフィア, 1838 年ボストン, 1844 年ニューヨーク, 1851 年シカゴ, 1852 年ニューオーリンズ等での警察が制度化された。その後, 地域の警備を行う自警団が警察として発展したケースも出てくるが, ロサンゼルス警察, サンフランシスコ警察が代表的例だ。以上に加えて, 1908 年には犯罪の広域化に対処するため, 連邦政府に BOI (捜査局) が設置され, 1935 年の FBI の創設に繋がった。

以後, 米国における治安維持と警備体制は, 民間警備業と警察の両建てにより展開されていく。

3 第二次世界大戦以降の米国警備業の展開

(1) 第二次世界大戦中及び戦後の東西冷戦期に必要となった警備業務

1929 年の世界大恐慌以降, 警備業務は減少するが, 第二次大戦中には米国内の産業インフラや軍事産業施設の防護のため警備業は大きな役割が課された。加えて, 1945 年の第二次世界大戦の終了直後から, 米国とソ連との間の冷戦時代に突入する。これに伴い, 米国では①万一の際に備え, 政府関係施設, 軍需産業・兵器開発企業, 重化学工業・産業生活インフラ企業等の重要産業への警備のニーズが高まるとともに, ②秘密保全のための情報の漏洩・盗難防止対策のため, 警備の強化が図られた。このような中, 1950 年代に前 FBI エージェント George R. Wachenhet が警備会社 Wachenhet 社を創設して国防総省, NASA 等の国の中核施設の警備を担当し, その後, ADM と合併し米国で最大規模の警備会社に成長する。

(2) 60 年代～70 年代に着実な成長を遂げた警備業

この時期以降, 警備業は, 国防軍需産業の施設

警備に加え、公私双方のあらゆるセクターの警備分野にも拡大した（1976年民間警備業タスクフォース・レポート）。特に、国は、施設の常駐警備や巡回警備のみならず、国の行う住宅建設プロジェクトや国立公園・公共施設の警備に民間警備業を活用していく。これと併せ、多数の地方自治体も民間警備業をその施設等の警備に広く活用することを開始した。

（3）80年代～90年代に急成長

米国で警備業務を営む会社は、日本と同様のタイプの契約型警備会社（contract security firms、警備員を雇用し警備業務の依頼を外部から受けて警備業務を専門に実施する警備企業）と一般企業が警備員を自社内に雇用し会社内の各種の警備業務を行うタイプ（In-house security）がある。

先ず、米国の契約型警備会社に着目すると、その企業数は80年代、90年代に大幅に増加した。具体的には、民間警備業の防犯手法の効果に関する一般の人々の認識の高まりを背景に、以下の理由で一般警備、異常発報で危険を知らせる機械警備、現金輸送警備、ホームセキュリティ等の警備ニーズが増加したことが挙げられる。

- ①商業施設等での万引き、企業や社会生活における強盗、窃盗、詐欺、横領、仕事場での暴行事件に対応する警備業務に加え、ホワイトカラーによる犯罪、情報の盗難、コンピュータ・ハッキングその他コンピュータ関係での事案の増加
- ②国民や企業の間での犯罪への恐れの増加や凶悪化
- ③ビジネス取引の複雑化（例えば、世界市場の発展・輻輳化、モノ、サービスの製造・流通等の面での技術革新、現金送金やその他の交換手段の移送面での技術革新など）

また、この期間、警察当局の防犯予算の削減が警備業による警備ニーズの増加を促したという面もある。

一方、自社内警備（In-house security）については、1910年代にフォード社による自社工場への警備体制や石炭鉱山会社での作業中のトラブル防止のための警備体制の導入が始まりだが、戦

後、多くの企業で社内での盜難・器物損壊・情報漏洩等への対応のため導入され各種企業での重要な部門を占めるに至っている。

（4）2000年代の警備ニーズ——「国家安全保障」の観点からの新警備業務

2000年代に入り商工業分野の警備ニーズは鈍化するが、米国特有ともいえる学校での発砲事件の頻発に伴う警備の強化や高齢化に伴うホームセキュリティ・ニーズの根強さ、テレコミュニケーションの利用増加に伴う関連施設の警備増加等は見逃せない。

加えて、2001年9月11日の米国で起きた同時多発テロは、警備業に全く新しい任務・役割をもたらした。9.11テロを契機に米国政府は「国土安全保障戦略」を策定したが、それに基づき米国政府は17の重要インフラ・主要資源分野の企業等の保全防衛を決定しこれら企業に対し警備の強化を求めた。これを受け、警備業は、国家安全保障への寄与との観点から、これら産業の保全防衛のための警備という新しい業務への取り組みに着手した。一方、9.11のテロに関連し、空港保安警備の不備が問題となり、民間警備に代えて国の機関である「運輸保安庁」が直接担当することになった。

（5）米国の警備業の法規制

米国の警備業の公的規制は、州がその規制の権限を有する。本来は、警備業務は、Do-it-yourselfの原則に従い、自主的に展開されるものであったが、警備業にまつわる不祥事の発生等に対応し1889年にワイオミング州で法規制が導入された。それ以来、多くの州で法制定が行われてきた。各州における規制の詳細は、今後、調査研究が必要だが、2009年のドキュメント“*The Private Security Industry: A Review of the Definitions, Available Data Sources, and Paths Moving Forward*”において、各州の法規制の有無と法規制している場合の内容の調査結果を報告している。

この調査では、全く法規制がない州もあるが、それぞれの州が独自に法規制を導入している実態を踏まえ、①警備会社に対するライセンスの取得

と登録の義務付け、②警備員に対するライセンスの取得の義務付けといった法制化の内容に関して、どの州でどのような内容の法制度を導入しているかを明らかにしている。

先ず、警備会社に対するライセンスの取得と登録の義務付けの法制化である。米国には、前述した通り、自社内に警備部門を持ち警備業務を行う会社（in-house security or proprietary security）と警備員を雇用し警備業務を受託して実施する警備会社（contract security or contract firms）の2種類の警備企業がある。これに対応して、それぞれのタイプの警備企業にどのようなライセンス取得を義務付けるかを軸に法制化を図っている。

次に、州として警備員に対するライセンスの取得を義務付ける法制化である。その概要は、①警備員に対するライセンスの取得の義務付け、②武装警備員・武装警備業務に対するライセンスや許可の義務付け、③武器使用の一定時間のトレーニング、警備員の年齢制限、警備員・警備業経営者の犯罪歴のチェックの義務付け、ライセンスや登録に対する期限の設定などである。

なお、米国の警備企業には、連邦法で、唯一、警備員の犯罪歴のチェックを義務付ける2002年警備員雇用基準法が制定されている。但し、これは警備業に対する法規制という性格のものではなく、9.11の事件の反省から国の安全保障の確保の一環で法制化されたものである。

以上の公的規制に加え、業界独自の対応もある。米国の警備業関連の団体である ASIS International は、警備員の質の維持向上のため、その定めた基準に合格した警備員に対し資格証明書（事業防衛士資格 certified protection professional）を発行するシステムを整備している。

(6) 米国の警備業に深く浸透するビジネス思想
以上、考察してきたように米国の警備業は、商工業関係の企業、政府及び諸機関、ホーム居住者等、多様な警備業務のユーザーに対し、世界で最先端の警備技術と警備ノウハウを開発整備して、各種施設等の警備、イベント警備、機械警備、ホームセキュリティ、現金輸送警備、システム統合警備等の警備業務を提供している。

米国の警備業務を提供する企業は、一方で、米国内の警備市場はもとより、海外の警備市場での業務展開を行っている世界でトップクラスの大規模企業があり、他方で、米国各地で地域に密着し業務展開している多数の中小規模の警備企業がある。従って、基本的には、米国の警備業は、二重の産業構造からなる階層分化が厳然と存在している。

警備業務を受託して実施する警備会社（contract security firms）について、その産業構造について、収益階層区分ごとに見ると、表6の通りとなる。

表6 米国の警備企業
——収益階層別企業数と各階層ごとの市場規模

収益階層区分 (m=100万ドル)	企業数	市場規模 (100万ドル)
1000m ドル以上	3	1,200
1000m~300m	3	2,300
300m~100m	17	2,200
100m~50m	25	2,100
50m~20m	70	2,800
20m~5m	220	1,100
5m~0m	7,662	16,300
Total	8,000	28,000

出所：U.S. Contract Security Market White Paper (August 2020,
United States: Service Providers)

先ず、最先端の警備技術を開発整備し警備業務を展開している世界でトップクラスの企業としては、一般警備分野では Allied Universal, G4S, Securitas AB が、機械での通報警備分野では ADT, Johnson Controls が、現金輸送警備分野では Brink's や Johnson Controls が挙げられる。これら極めて大規模な警備業務を営む警備企業を含め、年間の警備業務の売上が100億ドル以上の警備企業は23社に限られ、次いで、100億ドルから20億ドルの売上規模のものが95社、20億ドルから5億ドルのものが220社となっている。また、5億ドル未満のものが7662社となっている。

5億ドル未満の企業はどのような警備業務を担っているかである。米国の警備市場は高度で多様で、地域的特有性や隙間的な性格の警備ニーズを有し、その警備業務は広範で地域ごとに異なる地方色を持っている。具体的には、少額で多様な

ビジネス利害、市場取引、各家庭の資産保全、学校や職場の安全性の確保、その他地域の小規模の経済的な利害を保全するための警備業務が挙げられる。それを担うのは、警備業務のエリアも限定された小規模経営的な年間の販売額も5億ドル以下の警備企業である。Do-it-yourselfの考えを基盤とした米国の警備システムは、その基本単位を「郡」に置き形成発展してきたが、現在、郡の数は全米で3141に上る。5億ドル以下の企業7662社の多くは、その郡のエリアをベースに、地域固有のユーザーを確保し地域ニーズに合った警備業務を展開している。

(7) 米国での警察と警備業との協力関係

米国の警備業を考察していくうえで見逃せないのは、米国の治安維持のシステム上、警察と警備業との連携・協力関係の強化が、連邦政府の司法省の主導で展開されていることである。かかる司法と警備業の連携については、我が国としても注目し日本の風土にあった活用は必要であろう。

IV 3兆円産業に成長した我が国警備業の発展の足跡

1 我が国警備業の発祥の特性

我が国においては、長らく「安全と水はただ」という風土が基本的に定着し、「向こう三軒両隣」の相互連携と緩やかな地域社会での監視の下、安全が普通の日常生活で確保されてきたが、経済発展に伴い、産業の発展と都市化、都市部への人口集中と犯罪の増加もあり治安のあり方が問題になる。但し、防犯のためには、戸締りをきちんとすることが基本で、併せて、都市のビルや事業所等での防犯は職場が雇う「守衛」や職員の泊まり込みでの夜勤で対応してきた。従って、この時点では、警備業務を外部委託する社会慣行や企業風土は、まだ育ってはいなかったと言えよう。

その後、1960年代になると、現時点で大手といわれる警備会社が相次いで創業し、“欧米型の警備業務がビジネスとして展開すること”が始まった。1962年7月に日本初の警備会社として「日本

警備保障」(現セコム)が、65年7月には政府や財界の肝いりで「綜合警備保障」(現ALSOK)が、更に、現在大手警備会社となっている5社が順次、創立された。中でも「日本警備保障」は、欧洲のセキュリティ会社をモデルとして施設の常駐・巡回警備の業務を開始し、その警備業務実施の際に前金制で警備料金を徴収するという独自のビジネス方式で、警備市場開拓の定着・拡大に取り組んだ。その時期以降、今日まで、我が国警備業は、産業経済の発展と都市化の進展に対応し成長を遂げてきた。

その成長は「ゼロから3兆円産業へ」という道のりを辿るが、それを2以下で概観する。但し、我が国経済社会がその産業経済活動を通じて豊かさを追求する中で、警備業がその産業経済活動に伴う各種のリスク・危機をいかに回避・軽減する役割を担ってきたかについての詳細は、拙著『日本経済と警備業——ゼロから3兆円産業への軌跡』(農林統計出版、2017年)を参照いただきたい。

2 我が国警備業の「3兆円産業化」の道のり

1960年代に産声を上げた警備業は、日本経済の高度成長期、安定成長期の経済発展とともに成長した。更に、その後、日本経済が90年代初めのバブル崩壊以降、今日に至るまで約40年間、実質経済成長率が年平均0.8%と低迷する中にあっても、警備業は成長の道を辿った。第一に、その売上高を見ると、90年には1兆円に達した後、2000年には2.4兆円へと急増し、05年から07年には毎年とも3.5兆円の大台に達した。但し、08年以降2024年にかけて売上高は横ばいに転じ3.1兆円から3.5兆円台で推移している。第二に、警備企業数についても、売上高に歩調を合わせ、1971年321社、80年2907社、90年5633社、2000年9900社と増加の一途を辿った。但し、07年から10年にかけて中小零細層を中心に約900社減少したが、その後、再度、増勢に転じ24年には1万811社と1万社の大台に達した。第三に、警備員数も増加基調を辿り、1971年27千人、80年114千人、90年247千人、2000年423千人、09年に54万人と一貫して増加した。その後、若干の増減を辿りつつも、20年から24年の

間は58万人台で推移している。

我が国警備業市場が成長発展する中で、多様な警備業務が導入展開され、人的警備、特殊専門警備、資本装備型警備に分化していく。また、その業務を担う企業については、企業数の増加に併せ大規模層、準大手層、中堅層、中小零細層へと階層分化が進んだ。その中で、「極めて多数の中小零細企業」が「人的警備」を担うこととなるが、その結果、深刻な産業構造問題に警備業は直面することとなる。

3 英米警備業と日本の警備業の異同

60年代以降、飛躍的に発展してきた我が国警備業の業務展開には、英・米に比較するとどのような点に違いや特性があるかを考察してみたい。

第一には、英米の警備業は、警察制度の発足以前に、地域社会に根付き、住民の力により誕生発展してきた歴史がある。これに対し、日本の警備業は、警察制度が既に確立展開されている環境の下で、60年代以降の我が国の産業経済・社会生活環境の変化・発展の中、「ビジネス」として警備ニーズをつかみ市場開拓してきた性格が強い。

第二に、警備業者としての警備業務の開始及び警備員としての警備業務への従事に際しては、英国では国の、米国では州の「法律」によりライセンス制が導入された。一方、我が国では国の定めた警備業法で、ライセンス制ではなく、警備業者には認定制が適用され、警備員に関しては法定の要件に適合していることが求められている。

第三に、英國、米国、日本の警備業の産業構造は、いずれも、経営体の規模別でみると、一方で少数の大規模経営体と他方で多数の中小経営体という多重構造という点、また、警備業務も、資本装備型、特殊専門型、人的警備の3分野に大別できるという点で共通している。それを具体的にみると、英米日共に、大規模経営体は機械警備、システムインテグレーション等の資本装備型警備を、中堅規模経営体は保安警備、原子力施設警備、コミュニティ・パトロール等の特殊専門型警備等を主体に展開しているものが多い。これに対し、中小零細経営体については、英米では地域密着型の各種警備業務を展開しているものが多いと

みられるのに対し、日本では、施設の常駐・巡回警備や英・米にはない交通誘導警備という人的警備が主体となっているという特徴が浮かび上がる³⁾。

4 我が国警備業の発展過程で確認される産業上の特質——中小零細企業間の過当競争体質

2024年の警察庁の「警備業の概況」で警備業務区分ごとの警備企業数を見ると、総企業数1万811社のうち、交通誘導警備が8274社、常駐巡回警備が5239社で、それぞれ総企業数の76.5%、48.5%を占め、かつ、これら警備業務は警備員による人的警備であることから、主として、中堅層(1279社)の一部と大半の中小零細層(7399社)の企業で実施される警備分野としての地位を確立していると判断される⁴⁾。

これに関連し、注目すべきは、2005年から2024年までの過去20年間のそれぞれの企業数の推移を見ると、常駐巡回警備では5448社から5239社へとほぼ横ばいなのに対し、交通誘導警備は5073社から8274社へと63.1%も増加し、この警備分野ではある種の構造変化が生じていることが示唆されている。その変化とは多数の中小零細警備企業による警備受注を巡る過当競争の展開である。

交通誘導警備は建設投資に伴う工事現場等での交通誘導を担当する警備業務であり、その業務量は建設投資額に左右される。2005年と2024年の建設投資額を比較すると41.5%の増加となっているが、この間の交通誘導警備企業の増加率は63.1%に上っている。しかも、増加した企業の4割は29人以下の零細警備企業である。以上に加え、特に注目すべきは、07年から14年にかけての7年間の建設投資額と交通誘導警備企業数の動向だ。この間、対2005年比で建設投資額は大幅に落ち込む中(年平均12.6%減少)、交通誘導警備企業数は大幅に増加(年平均13.7%の増)している。そこには、建設事業の展開の特性である「元請け、下請け、孫請け等の多重下請け構造」の下、建設事業投資が減少しても、交通誘導警備の発注者である建設事業者の数は必ずしもそれに応じては減少せず、それに対応する形で、交通誘導

警備企業数も維持・残存する市場環境が、この期間に、形成されたと判断される。

この結果、建設工事需要以上に企業数が残存した交通誘導警備企業の間では、受注競争の激化、警備業者間での警備料金のダンピング等での受注競争の展開、それに伴う契約相手先からの値引き要求等が頻発する市場環境が生じた可能性がある。それに伴い、仮にコスト割れの警備料金での契約が広がれば、警備員の賃金水準に大きく影響し、即、警備業の雇用問題に直結していく。このため、今日、警備業界は、以上のような警備業の雇用問題に悪影響を及ぼすような過当競争、それを惹起している多数の中小零細企業の警備市場への無秩序な参入という事態の是正が早急な課題になっている⁵⁾。

このため、今日、警備業界としては、警備業の雇用問題に悪影響を及ぼしかねない過当競争や、それを惹起している多数の中小零細企業の警備市場への無秩序な参入という事態の是正が早急な課題になっていると言えよう。それには、英国や米国のように警備業者や警備員へのライセンス制の導入による警備業への新規参入の規制等の導入が、今後の基本的な検討課題の1つとして挙げられよう。

5 必要な官民連携した警備員の雇用環境の改善への対応

直面する問題の深刻さに照らし、官民が連携しての早急かつ現実的な方途としての対応策の工夫が求められるが、警備業界が、全国警備業協会を軸として関係省庁に働きかけ対応策の具体化を追求していることは注目に値する。

日本政府が「投資と所得増による日本経済の成長への転換」という政策方針をベースに2021年12月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取り組みの推進」という方策を明らかにした。これを受け内閣府・公正取引委員会が2023年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を打ち出したが、警備業界はこれに直ちに反応して「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」の「自主行動計画」を“警備業界挙げて策定し取り組む方針”を

決定した。

その狙いは、適正な警備料金の確保とそれによる警備員の労務単価の改善である。そのため警備業者自身が警備料金の合理的積算のノウハウをきちんと取得し、それをベースに契約に際しては、ユーザーのニーズを踏まえ良質な警備業務内容の提示や必要な警備員の確保、更には、警備業務上の対応面での良質な警備業務を具体的に提示できることが必要で、そのための体制の確立が求められている。そのような対応を通じ、問題となっている悪質なダンピング業者の排除を図っていくことである。

特に、対応が急がれているのは、このような問題が欧米ではなく、日本特有の交通誘導警備で生じていることである。この警備分野では、警備員5人以下の経営体も多く(2024年2853社)、警備契約上、警備員賃金を引き下げてのダンピング受注も多いとされる。そのような中、警備員の高齢化、女性警備員の活用上の諸問題、労働力の有効求人率の高まりに伴う警備員雇用の困難性の広がりといった問題に直面する中での新規雇用の困難性、更には、外での勤務に伴う勤務環境の厳しさ等の問題をかかえ、その経営展開上も、警備員の適正賃金の確保という点でも、厳しい環境が広がっている。このような現実的な課題が突き付けられる中で、警備員の確保と労働環境の改善向上、適正な警備員賃金の確保とそのために必要な警備料金の確保、それに不可欠な公共工事での設計労務単価の設定、警備契約のあり方の改善、更には経営者の意識改善等が喫緊の課題だ。

この対応の推進に際し必要なのは、円滑な官民の連携対応での事態改善の追求である。特に、警備業の監督官庁である警察庁に加え、内閣官房・公正取引委員会、厚生労働省、国土交通省、中小企業庁等の関係政府機関の関与と協力支援が不可欠だが、近年、その動きが進んでいる。中でも、2025年8月に全国警備業協会が警察庁との間で「警備業の適正取引」等の実現を視野に入れた「警備業官民協議会」を発足させ、警備業の将来を見据えた建設的論議に乗り出したことは注目に値する。

米国では、警備業と司法省の連携協力関係によ

り、連携体制が強化され、国全体の治安の維持と国民生活の安全安心に寄与している⁶⁾。また、英国では、政府から独立した機関による警備業の業務執行に必要な規制措置が、官民の連携協議の末、導入され施行された。以上の例は、我が国の警備業の健全な発展を追求していく上での良き官民連携のモデルケースになるであろう。

- 1) 2024年レポートはその購入に6500ドル以上の経費支出が必要で、今回、筆者の資金の制約上、購入・利用を見送った。
- 2) システム統合警備とは、施設への入退室の自動ドアでの管理や施設内の人々の動き等のビデオによる監視、不法侵入防止、火災の早期発見等の防災対応等の警備機能と、その施設の電気・水道・エレベーター利用等の一般施設管理等とを一体総合化した警備システム（*Global Security Services* (July 2020: 65–69, The Freedonia Group)）。
- 3) 警備業の警備の3分野（人的警備、特殊専門型警備、資本装備型警備）の概要：①常駐・巡回警備、交通誘導警備という人的警備、②保安警備、空港保安警備、原子力施設警備、ボディガードといった特殊専門型警備、③機械警備、システムインテグレーション、ホームセキュリティ、現金輸送警備等の資本装備型警備が展開されている。
- 4) 1企業当たりの警備員雇用規模別のデータは、1000人以上、

500～999人、100～499人層、50～99人層、30～49人層、20～29人層、10～19人層、6～9人層、5人以下層に区分して集計されている。2024年の警備員雇用規模別の企業数のデータを使い、経営規模を次の基準で大規模層、準大手層、中堅層、中小零細層と4区分して、それぞれの企業数（）を算定した。：①大規模層1000人以上（53）と500～999人（78）の合計131、②準大手層100～499人層の927、③中堅層50～99人層（1075）と30～49人層（1279）の合計2354、④中小零細層20～29人層（1277）、10～19人層（2064）、6～9人層（1205）及び5人以下層（2853）の合計7399。

- 5) 交通誘導警備は、少なくとも欧米市場では存在せず、日本独自の警備業務である。*Global Security Services*においても、交通誘導警備は警備業とは認めておらず、日本の警備業の分析からも除外されている。なお、米国に例をとると、道路に絡む各種工事に関連する交通整理は、交差点を含む場所では警察が行い、一般道では工事建設会社が人を手配し対応している。
- 6) 米国での司法・警備業連携は“Operation Partnership: Trends and Practices in Law Enforcement and Private Security Collaborations” (July 2009, The Law Enforcement-Private Security Consortium) で詳細に分析報告されている。

えんどう・やすお 東京農業大学客員教授、前仙台大学学長。主著に『日本経済と警備業——ゼロから3兆円産業への軌跡』(農林統計出版、2017年)。経済学専攻。